第4回懇談会指摘事項一覧

		指摘事項	指摘箇所	対応内容	
1	利水	本文の発電所の28箇所と発電水利用件数 の24箇所となっており違っている	また、豊富な水量による水力発電も盛んで浜原ダムや高暮ダム等を利用し、計28ヶ所の発電所により電力の供給が行われており、水の利用量の殆どを発電用水が占めています。	計28ヶ所の発電所は、許可24件の26発電所と、土師ダム及び灰塚ダムの小規模発電の合計となります。不明瞭なので、表に注釈を追記します。	29
2	治水	表5.1.1整備手順に記載されている「以上の 影響範囲」ではわかりづらい	以上の影響範囲	「以上の」とは、表中上段の近年洪水による家屋浸水箇所 の整備を指しています。不明瞭なので以下のとおり修正します。 近年洪水の家屋浸水箇所の整備に伴い水位上昇等の影響が生じる箇所	57
3	環境	生活排水の浄化ためにのあとのつながりが おかしい	等の浄化を推進するために、農業系や自然系 等、排出源を特定しにくい汚濁源の対策につ	前者の水路等の浄化については、p.103 33行目の下水道等の関連事業者との連携 と重複するため、削除しました。 よって、以下のとおり修正します。 さらに、ダム湖へ流入する汚濁物質の低減対策について、関係機関と協議・調整を図ります。	104

江の川水系河川整備計画(案)【第4回懇談会資料】

江の川水系河川整備計画(案)

2. 江の川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

2.2.1 水利用の現状

江の川水系の河川水の利用件数は、農業用水がその主体を占めています。また、豊富な水量による水力発電も盛んで浜原ダムや高暮ダム等を利用し、計28ヶ所の発電所により電力の供給が行われており、水の利用量の殆どを発電用水が占めています。

6 上水道用水としては、三次市、庄原市及び江津市等沿川地域に対して、工業用水 7 としては江津市等に対してそれぞれ供給が行われています。平成 18 年以降は、灰塚ダ 8 ムが三次市及び庄原市の上水道用水を供給するとともに、下流のかんがい用水を補給 9 しています。

10 また、土面ダムは、下流のかんがい用水の補給を行うほか、太田川水系に分水し、広 11 島市をはじめ瀬戸内海の島しょ部まで広範囲にわたり上水道用水、工業用水及び発 12 雷のために利用されています。

13 14

表 2.2.1 江の川水系の利水現況 (平成 26年4月末時点)

項目	区分	件数	最大取水量 (m³/s)	摘 要
db -95- D2 -44	法	333	15.012	かんがい面積 約12,600ha
農業用水	惯	2,888	-	島根県 約 2,100ha 広島県 約10,500ha
工業用水	法	3	2.438	太田川水系への分水 0.615m3/s を 含まない
上水道用水	法	30	0.669	太田川水系への分水 2.316m3/s を
上小坦用小	慣	3	0.005	含まない
その他用水	法	21	0.517	
ての他用水	偿	1	_	
発電用水	法	24	最大 324.094 (常時 67.08)	内最大 22.0m³/s は土師ダムから 太田川水系へ送水
計		3, 303	_	

出典:「水利現況調書 平成 27 年 1 月 31 日現在」「河川管理統計報告 平成 26 年 4 月 30 日現在」注)農業用水は代かき期の取水量 法:河川法第 23 条の許可を受けたもの

伝 : 何川伝第 23 米の計画を受りたもの 慣 : 河川法施行以前から存在する慣行水利権

16 17 18

19

20



図 2.2.1 江の川水系の水利用状況

2. 江の川の現状と課題

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

2.2.1 水利用の現状

江の川水系の河川水の利用件数は、農業用水がその主体を占めています。また、豊富な水量による水力発電も盛んで浜原ダムや高暮ダム等を利用し、計28ヶ所の発電所により電力の供給が行われており、水の利用量の殆どを発電用水が占めています。

上水道用水としては、三次市、庄原市及び江津市等沿川地域に対して、工業用水としては江津市等に対してそれぞれ供給が行われています。平成 18 年以降は、灰塚ダムが三次市及び庄原市の上水道用水を供給するとともに、下流のかんがい用水を補給しています。

また、土師ダムは、下流のかんがい用水の補給を行うほか、太田川水系に分水し、広島市をはじめ瀬戸内海の島しょ部まで広範囲にわたり上水道用水、工業用水及び発電のために利用されています。

表 2.2.1 江の川水系の利水現況 (平成 26年4月末時点)

項目	区分	件数	最大取水量 (m³/s)	摘 要
en alle 121 de	法	333	15.012	かんがい面積 約12,600ha 島根県 約 2,100ha 広島県 約10,500ha
農業用水	慣	2,888	_	
工業用水	法	3	2.438	太田川水系への分水 0.615m3/s を 含まない
上水道用水	法	30	0.669	太田川水系への分水 2.316m³/s を 含まない
上水道用水	慣	3	0.005	
その他用水	法	21	0.517	
その他用水	慣	1	_	
発電用水	法	24	最大 324.094 (常時 67.08)	内最大 22.0m³/s は土師ダムから 太田川水系へ送水
21		3,303	-	

出典:「水利現況調書 平成 27 年 1 月 31 日現在」「河川管理統計報告 平成 26 年 4 月 30 日現在」

注) 農業用水は代かき期の取水量

区分 法:河川法第23条の許可を受けたもの 慣:河川法施行以前から存在する慣行水利権



図 2.2.1 江の川水系の水利用状況

29

江の川水系河川整備計画(案)【第4回懇談会資料】

江の川水系河川整備計画(案)

5. 河川整備の実施に関する事項

3) その他の整備箇所

6

8

9

10

11

16

17

18

継続事業箇所及び近年洪水による家屋浸水箇所の整備に引き続き、本計画で 目標とする流量に対し、家屋の浸水被害が想定される箇所について、堤防整備、 宅地嵩上げ等及び河道掘削等の整備を行います。

5. 河川整備の実施に関する事項

また、堤防の整備に合わせ河道掘削等を実施し、それに伴う発生土を堤防材料に有効活用することでコスト縮減に努めます。堤防材料へ利用する際は、その適用性を確認の上、適切に利用するものとします。

4) 堤防の浸透に対する質的強化整備

堤防の浸透に対する質的強化については、その安全度や背後地の資産の状況、 また堤防整備の状況等より優先順位を評価し適宜実施します。

表 5.1.1 整備手順

実施箇所	河川整備計画対象期間(30年)		
現在実施中の事業			
近年(平成以降)洪水による家屋浸水箇所			
以上の影響等国			
その他の整備箇所			
堤防の浸透に対する質的強化整備			

3) その他の整備箇所

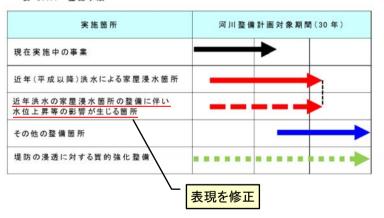
継続事業箇所及び近年洪水による家屋浸水箇所の整備に引き続き、本計画で 目標とする流量に対し、家屋の浸水被害が想定される箇所について、堤防整備、 宅地嵩上げ等及び河道掘削等の整備を行います。

また、堤防の整備に合わせ河道掘削等を実施し、それに伴う発生土を堤防材料 に有効活用することでコスト縮減に努めます。堤防材料へ利用する際は、その適用 性を確認の上、適切に利用するものとします。

4) 堤防の浸透に対する質的強化整備

堤防の浸透に対する質的強化については、その安全度や背後地の資産の状況、 また堤防整備の状況等より優先順位を評価し適宜実施します。

表 5.1.1 整備手順



江の川水系河川整備計画(案)【第4回懇談会資料】

江の川水系河川整備計画(案)

5. 河川整備の実施に関する事項

用するとともに、富栄養化状態の監視、把握を実施し、良好な水環境の維持に努めます。また、灰塚ダムについては、良好な水環境を確保するために、アオコの発生状況把握を行うとともに、高濃度酸素水供給施設等の既存施設を活用し、アオコ抑制に向けた対策を継続して実施します。

きらに、生活排水が直接流入する河川や水路等の浄化を推進するために、農業 系や自然系等、排出源を特定しにくい汚週源の対策についる関係機関と協議・調 繋を図ります。

(4) 水質調査

3

4

7

8

9

1.0

12 13

14 15

16

17

1.8

19

2.1

2.2

2.3

25

26

27

2.8

河川の水質を把握するために、継続的に水質観測を行っています。今後も、 水質観測の適切な頻度等を河川維持管理計画に定め実施します。また、正確 かつ確実な水質観測を実施するために、観測設備の適切な維持管理を行いま す。

(5) 水質事故対策

水質事故への対応については、「江の川(上流・下流)水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化します。また、河川へ流入する汚濁物質を最小限にするため、河川巡視や地域住民からの情報入手等、地域と一体となった取組に努めます。さらに、定期的に、水質事故を想定した訓練等を関係機関と連携し行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実、水質事故対策技術の向上を図ります。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関と連携して水質事故防止に向けた取組を行います。また、水質事故対応に必要な資機材の保管状況を定期的に点検し、不足する資機材は補充し水質事故に備えます。



民間事業所からの油流出事故への対応(平成26年11月発生:美郷町)



オイルフェンス設置訓練

写真 5.2.10 水質事故に関する対応状況

(6) 河川利用の場としての維持

河川空間の保全と利活用に当たっては、河川管理者と地元自治体、地域住民と

5. 河川整備の実施に関する事項

用するとともに、富栄養化状態の監視、把握を実施し、良好な水環境の維持に努めます。また、灰塚ダムについては、良好な水環境を確保するために、アオコの発生状況把握を行うとともに、高濃度酸素水供給施設等の既存施設を活用し、アオコ抑制に向けた対策を継続して実施します。さらに、ダム湖へ流入する汚濁物質の低減対策について、関係機関と協議・調整を図ります。

表現を修正

(4) 水質調査

河川の水質を把握するために、継続的に水質観測を行っています。今後も、 水質観測の適切な頻度等を河川維持管理計画に定め実施します。また、正確 かつ確実な水質観測を実施するために、観測設備の適切な維持管理を行いま す。

(5) 水質事故対策

水質事故への対応については、「江の川(上流・下流)水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化します。また、河川へ流入する汚濁物質を最小限にするため、河川巡視や地域住民からの情報入手等、地域と一体となった取組に努めます。さらに、定期的に、水質事故を想定した訓練等を関係機関と連携し行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実、水質事故対策技術の向上を図ります。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関と連携して水質事故防止に向けた取組を行います。また、水質事故対応に必要な資機材の保管状況を定期的に点検し、不足する資機材は補充し水質事故に備えます。



民間事業所からの油流出事故への対応(平成 26年 11月発生・美郷町)



オイルフェンス設置訓練

写真 5.2.10 水質事故に関する対応状況

(6) 河川利用の場としての維持

河川空間の保全と利活用に当たっては、河川管理者と地元自治体、地域住民と